

水道メーター交換日程表

●交換時間 午前8時～午後5時

期 間	実 施 地 区
5月中旬 ～6月上旬	大田原地区：山の手1丁目、住吉1・2丁目、紫塚1・2・3・4丁目、末広1・2丁目、若草1丁目、中田原、荒井、岡、今泉、町島、富池、市野沢、練貴、小滝、北金丸、南金丸など 黒羽地区：黒羽向町、黒羽田町、余瀬、蜂巢 など
6月中旬 ～7月上旬	大田原地区：山の手2丁目、城山1・2丁目、元町1・2丁目、新富1・2・3丁目、中央1・2丁目、本町1・2丁目、美原1・2・3丁目、浅香1・2丁目など 湯津上地区：湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田
7月中旬 ～8月上旬	大田原地区：奇数月検針口径20mm以上メーター 黒羽地区：前田、堀之内、北滝、須佐木、両郷、寒井、北野上、須賀川
8月中旬 ～9月上旬	大田原地区：偶数月検針口径20mm以上メーター 湯津上地区：蛭田、新宿、片府田
9月中旬 ～10月上旬	大田原地区：上奥沢、奥沢、北大和久、鹿畑、倉骨、親園、浅香5丁目、実取、花園、荻野目、上石上、下石上、薄葉、平沢、佐久山 黒羽全地区：口径20mm以上メーター
10月中旬 ～11月上旬	大田原地区：浅香3・4丁目、若松町、富士見1・2丁目、若草2丁目、加治屋、福原、大神、佐久山、藤沢 湯津上全地区：口径20mm以上メーター

住まい・暮らし

水道メーターを交換します

みなさんが使用している水道メーターは、使用水量を適正かつ正確に計量するため、有効期間が定められています。有効期間が満了する水道メーターについては、次のとおり交換を行います。

なお、水道メーターの交換は、市の指定給水装置工事事業者証の写し

を携行する市指定業者が、該当する方々のお宅へ伺い、交換しますので、特段のご協力をお願いいたします。

近年、交換するメーターの数が増加しています。円滑な交換作業に市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

●日程 左表のとおり

※都合により一部地域が変更になる場合もあります。

●メーターの交換に関しては費用はかかりません。

※一部修繕に自己負担がある場合があります。

問い合わせ

水道課工務係
TEL (23) 8713



土・日・祝日・夜間の漏水、

水道工事に関する問い合わせは、

「大田原管工工業協同組合」へ

●大田原・湯津上地区

TEL 090・7234・4462

●黒羽地区

TEL 090・2157・1513

電話加入権を公売

県税滞納のため差し押さえた電話加入権を公売します。

●日時

5月21日(金)午前10時

●場所

栃木県那須庁舎第2会議室
(大田原市中央1・9・9)

●持参するもの

●現金

●印鑑

●筆記具

●問い合わせ

大田原県税事務所収税課
TEL (23) 4171



橋の道路照明「エコ消灯」継続

平成21年11月から平成22年2月まで県内全域で道路照明の消灯試験を

実施し、その後アンケート調査を行った結果、95%の方から「大いに賛成・安全性が確保できれば賛成」という回答を得ました。これにより、平成22年3月以降も1年間消灯を継続することとなりました。

●実施場所

主要地方道大田原高林線今泉橋
(大田原市今泉地内)

●実施内容

4基の照明のうち2基消灯

●実施期間

平成22年3月から1年間

●問い合わせ

栃木県大田原土木事務所保全部
TEL (23) 6543

TEL (23) 6544

